

受講日が会社の休日にあたる場合に提出してください

### 休日(出勤扱・振替) 証明書

長野労働局長 殿

所在地 長野市中御所1-22-1

事業主等の名称 株式会社 労働建設

代表者名 代表取締役 労働 太郎

#### 受講内容

講習等名称	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
実施(主催)機関	〇〇教育訓練センター
実施期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日～ 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日(内休日は 1日)

当講習実施期間中に休日が含まれるため、この休日に対し以下の通りの扱いとしたことを証明します。

#### 記

#### ●休日受講日の取扱い (1・2のいずれかに○をつけてください)

○印	休日処理方法	申請書へ添付する書類
①	割増賃金(休日出勤手当)を支払った	割増賃金(休日出勤手当)を支払ったことを証明する出勤簿及び賃金台帳の写し
②	振替休日を与えた	振替休日取得状況報告(下記参照) 振替休日を確認できる出勤簿

#### ○休日出勤手当支払報告 (上記 1 の場合)

受講者名	実施期間中の休日	割増賃金の算出方法と支払額
厚生 一郎	6 月 3 日 (日)	月260,000÷160H(月所定労働時間)×1.35×8H =17,550
	月 日 ( )	
	月 日 ( )	
	月 日 ( )	

#### ○振替休日取得状況報告 (上記 2 の場合)

受講者名	実施期間中の休日	振替日
長野 太郎	6 月 3 日 (日)	6 月 4 日 (月)
	月 日 ( )	月 日 ( )
	月 日 ( )	月 日 ( )
	月 日 ( )	月 日 ( )

#### ※(所定労働日以外の)休日に受講させた場合

「受講日について振替休日を与えるか又は労働基準法に定める割増賃金以上(法定休日にあたる場合は35%以上、法定労働時間(週40時間)を超えた場合は25%以上)の賃金が支払われていること」が支給要件となります。

振替休日を与えない場合や、法定割増賃金を支払わない場合は、経費・賃金ともに助成の対象外となります。